

**令和7年度第1回（通算第103回）  
セキュリティ・プランナー  
講習案内（新宿会場）**

令和7年 4月9日（水）～ 4月11日（金）

※ 応募締切 令和7年1月24日（金）まで



**一般社団法人 全国警備業協会**

## 1 セキュリティ・プランナーとは

一般社団法人全国警備業協会（以下「協会」といいます。）による資格認定登録を受け、協会認定セキュリティ・プランナーの名称を用いて、防犯・防災を主に、警備対象ごとの最適な安全を実現するためのプランを策定、提案、実行するスペシャリストです。

## 2 資格認定登録

セキュリティ・プランナーになるためには、次の要件を満たすことが必要です。

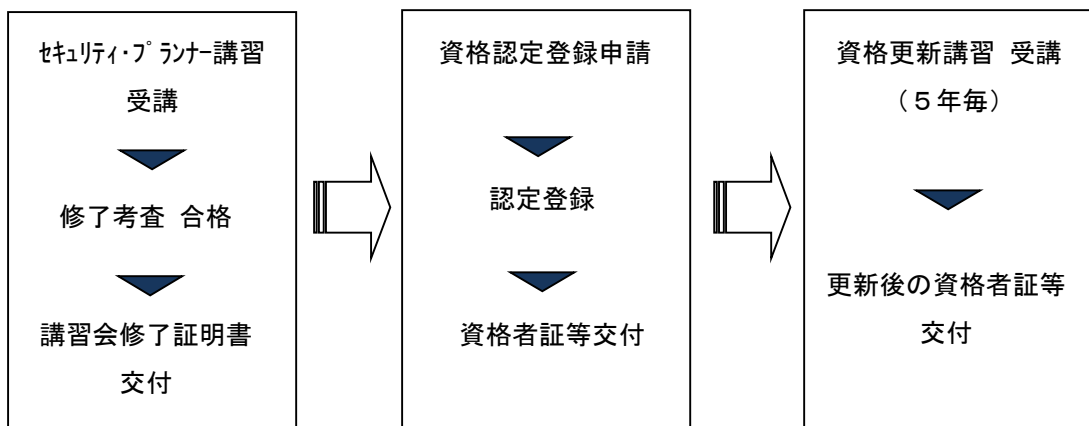
- ① 協会が行うセキュリティ・プランナー講習の全課程を受講し、当該講習の最後に実施される修了考査（試験）に合格すること。
- ② 講習会修了証明書（修了考査に合格したことを証する書面）の交付日から、1年以内に資格認定登録の申請を行うこと。

## 3 資格の更新

セキュリティ・プランナー資格認定登録の有効期間は5年間です。

有効期間が満了する前の1年間の間に資格更新講習を受講し、その課程を修了することによって資格認定登録の有効期間が更に5年間更新されます。

## 4 協会認定資格制度（セキュリティ・プランナー）の体系

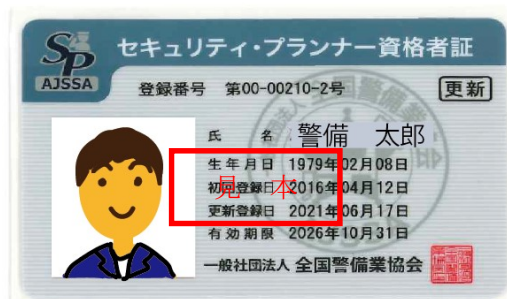


## 5 資格者証等の交付

資格認定登録された方には、協会から「資格認定登録証」（証書型）及び「資格者証」（カード型）が交付されます。



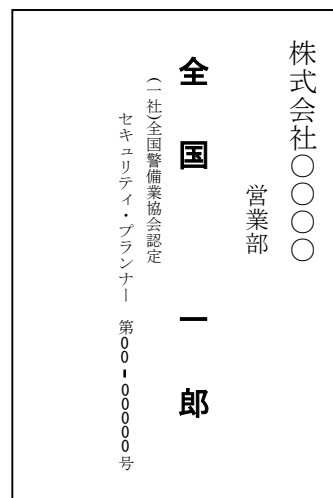
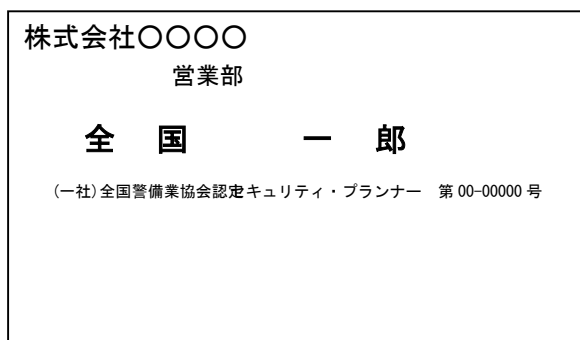
<資格認定登録証サンプル>



<資格者証サンプル>

資格認定登録され、資格者証等を交付された方は、登録の有効期間内において「（一社）全国警備業協会認定 セキュリティ・プランナー」の名称を使用することができます。

<名刺記載例>



また、セキュリティ・プランナー資格は、上位資格「セキュリティ・コンサルタント」講習を受講するために必要な要件となります。

# セキュリティ・プランナー講習のご案内

## 1 講習の目的及び方法

セキュリティ・プランナーとしての役割を担うために必要な知識と技能を習得するため、講義及び技能実習を行います。

更に、一定レベル以上の知識と技能の有無を判定することを目的として、筆記の方法により修了考査を行います。

## 2 受講資格

学歴、職歴、業種、協会加盟の有無等の制限はありませんが、次の欠格事由に該当する方は受講できません。

<欠格事由>

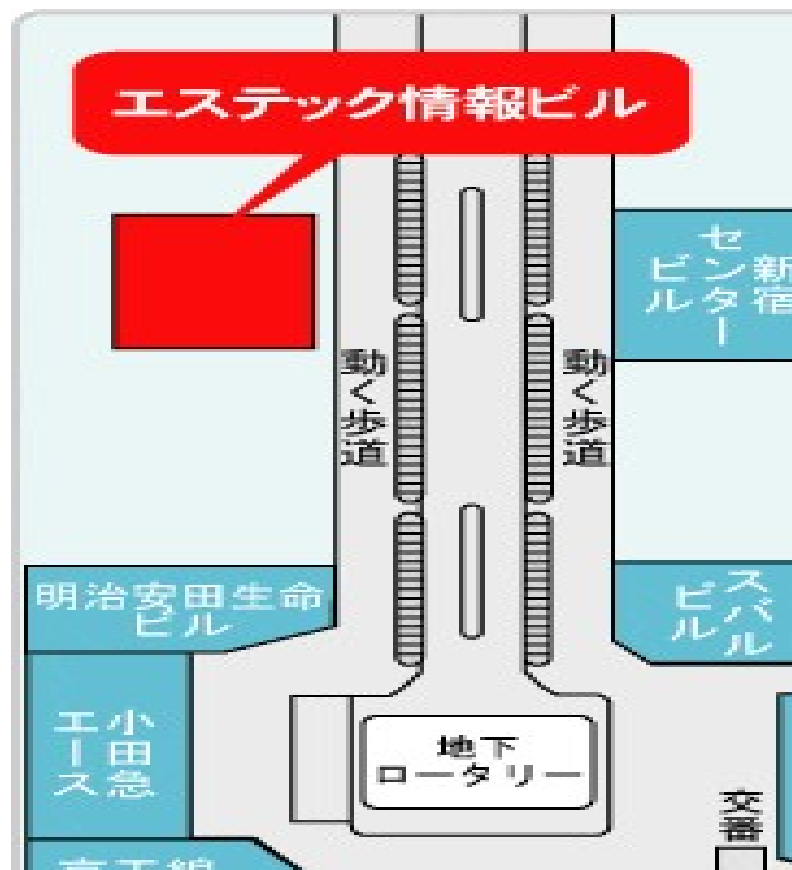
- a 満18歳未満の方
- b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- c 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなってから5年を経過しない方
- d 最近5年間に、警備業法及び同法に基づく命令の規定等に違反し、又は警備業務に関し、警備業の要件に関する規則で定める重大な不正行為をした方
- e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しない方
- f アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

### 3 開催日程、募集人数、会場について

地区	開催日程	募集人数	会場
新宿	令和7年4月9日(水)～ 4月11日(金)	66名	エステック情報ビル 所在地：東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-3342-3511

#### エステック情報ビルへのアクセス

JR 新宿駅西口より都庁方面に向かい、工学院大学ビルの隣、新宿センタービルの道路挟んで向かい側になります。



## 4 講習カリキュラム（予定）及び合格基準

### (1) 講習カリキュラム（予定）

	初日		2日目		3日目
1時限目 9:00～ 9:50	受付8:40～ オリエンテーション 9:20～	1時限目 9:00 ～ 10:20	雑踏警備業務の知識及び セキュリティプランニングの作成  <b>P69～P84、P134～P157</b>	1時限目 9:00 ～ 10:20	技能実習  「道路工事/建築工事現場 におけるプランニング」
2時限目 10:00～ 10:50	セキュリティ・プランナーの役割  <b>P1～P18</b>	2時限目 10:30～ 11:30	交通誘導警備業務の知識及び セキュリティプランニングの作成  <b>P85～P89、P157～P172</b>	2時限目 10:30～ 11:10	技能実習  「花火大会開催における 広報文例の作成要領」
3時限目 11:00～ 11:50	セキュリティの契約及び 警備業者の責任  <b>P208～P293</b>	3時限目 11:40～ 12:30	貴重品輸送警備業務の知識 及びセキュリティプランニングの作成  <b>P89～P98、P172～P183</b>	3時限目 11:20～ 12:00	技能実習  「スタジアムイベント開催 における群集整列要領」
昼 休		昼 休		昼 休	
4時限目 12:40 ～ 14:30	施設警備業務と 保安警備業務の知識及び セキュリティプランニングの 作成  <b>P18～P41、P111～P122 P41～P47、P122～P125</b>	4時限目 13:20～ 14:10	身辺警備業務の知識及び セキュリティプランニングの作成  <b>P98～P110、P183～P206</b>	4時限目 12:50～ 13:30	技能実習  「施設警備における巡回 ルートの作成要領」
6時限目 14:40～ ～ 16:30	新設学科講義「旬のテーマ」  <b>サイバーセキュリティ、IoT 防災・BCP 高齢者・子供・女性 国際テロ</b>	5時限目 14:20～ 15:10	技能実習  「交通誘導警備業務に おける事前確認事項」	5時限目 13:40～ 14:20	技能実習  「機械警備のセンサー 配置図作成要領」
8時限目 16:40 ～ 18:00	機械警備業務の知識及び セキュリティプランニングの作成  <b>P48～P69、P125～P131</b>	6時限目 15:20～ 16:10	技能実習  「雑踏警備業務における 提案事項」	6時限目 14:40 ～ 16:20	<b>技能試験 (100分間)</b>
		7時限目 16:20 ～ 17:40	技能実習  「施設警備業務における 勤務基準表の作成要領」	7時限目 16:30 ～ 17:20	<b>学科試験 (50分間)</b>

### (2) 合格基準

修了考査の合格基準は、次のとおりです。

技能試験 : 正答率 80%以上 (各設問毎に到達基準あり)

学科試験 : 正答率 80%以上

## 5 受講料

受講料は、38,500円（税込）です。

講習に使用する教本代及び修了考査の受験手数料は、上記の受講料に含まれます。

本講習は3日間にわたって実施され、最終日には修了考査が行われます。

## 6 受講希望申請手続きについて

当協会ホームページから受講希望申請をしてください。

1. トップページ ⇒ (上段)【教育事業について】をクリック
2. セキュリティ・プランナー 【詳細はこちら】をクリック
3. 【受講申し込み】をクリックし、受講申込フォームに必要事項を入力してください。

### ◎ (新宿開催は2025年度第1回 “01” 回)

「送付先」は、受講申込書等の郵送先となりますので、必ず

【現住所(自宅)】 or 【勤務先】 のいずれかをチェックしてください。

◎入力完了すると、ご自身が指定したメールアドレスに【受付完了】を通知するメールが自動配信されます。万が一、セキュリティの関係等でメールが届かない場合は全警協あてにお電話ください。(TEL03-3342-5823)

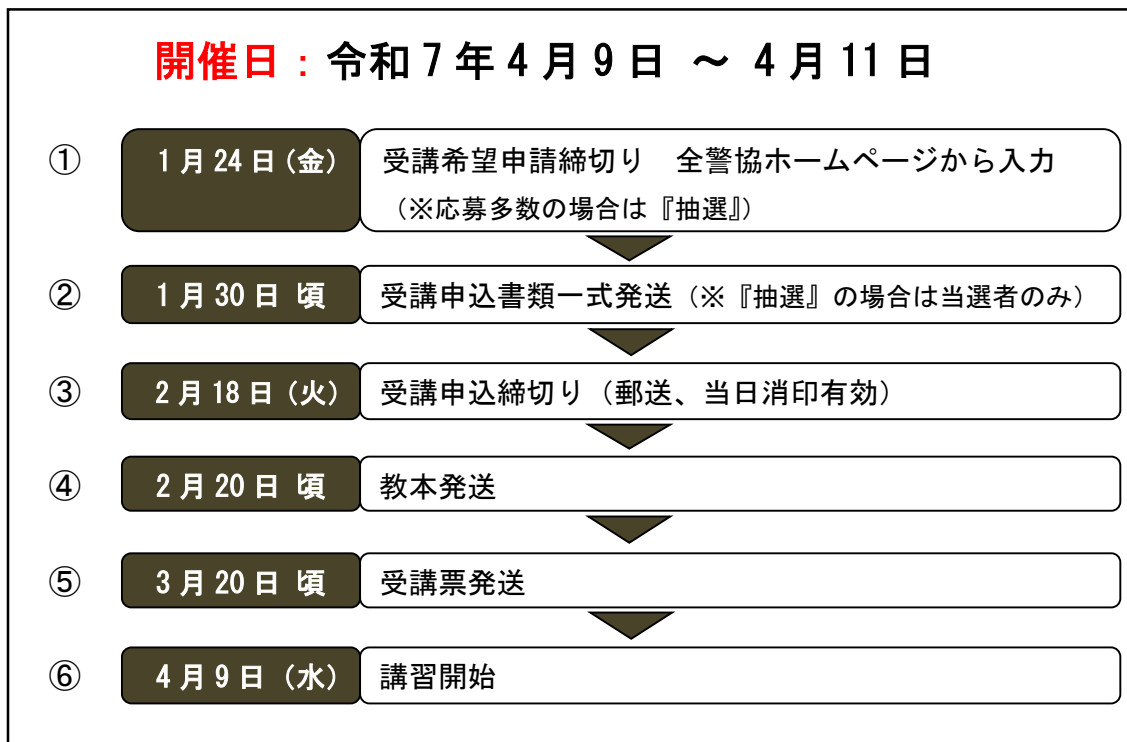
◎応募締め切りは、**令和7年1月24日(金) 24:00までの入力**といたします。

※ご注意

- 1) 受講希望申請の受付(一次応募)はホームページ「受講申し込みフォーム」からの入力のみとさせていただきます。協会あての電話連絡、FAXによる受付は行いません。
- 2) 「受講申し込みフォーム」にて入力した指定住所あてに、受講申し込み書類一式を郵送にてお送りいたします。ただし、受講を希望される方が多数の場合は抽選となります。
- 3) 抽選を行った場合、当選した方のみ申し込み書類一式をお送りいたします。恐縮ですが、当選しなかった方への通知はいたしませんのでご了承ください。

## 7 受講までのスケジュール

受講までのスケジュールは次のとおりです。



## 8 資格認定登録の申請について

登録申請期限は、合格証明書の交付日から1年間です。

- (1) セキュリティ・プランナー資格認定登録手数料  
5,500円(税込)
- (2) 資格認定登録申請要領

受講者の欠格事由に該当する場合は、登録を行いません。

登録申請に当たっては、欠格事由に該当しないことを証する書面の提出が必要です。  
具体的な申請要領については、修了考査で合格した方にご連絡いたします。

## 9 資格の有効期間について

セキュリティ・プランナーの資格認定登録の有効期間は、登録月に応じ、次のとおりとなり、更新についての詳細はHPでご確認ください。

登録月	登録有効期間
4月から9月の間に登録した方	同年10月1日を基準にして5年後の9月30日まで
10月から翌年3月の間に登録した方	翌年度始(4月1日)を基準にして5年後の3月31日まで

以上